

議案第28号

令和7年度宇都宮市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度宇都宮市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	259,224	戸
(2) 年間総給水量	56,018,962	立方メートル
(3) 一日平均給水量	153,477	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
ア 水道建設事業	754,976	千円
イ 水道改良事業	9,448,426	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	11,822,809	千円
第1項 営業収益	10,840,311	千円
第2項 営業外収益	966,351	千円
第3項 特別利益	16,147	千円

支 出

第1款 水道事業費	11,001,864	千円
第1項 営業費用	10,539,560	千円
第2項 営業外費用	374,519	千円
第3項 特別損失	67,785	千円
第4項 予備費	20,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,770,093千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額601,462千円、減債積立金取り崩し額1,300,858千円及び過年度分損益勘定留保資金4,867,773千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	5,535,804 千円
第1項 企業債	5,047,500 千円
第2項 国庫補助金	31,460 千円
第3項 出資金	54,400 千円
第4項 他会計負担金	59,266 千円
第5項 工事負担金	343,176 千円
第6項 固定資産売却代金	2 千円

支 出

第1款 資本的支出	12,305,897 千円
第1項 建設改良費	10,298,119 千円
第2項 企業債償還金	2,007,031 千円
第3項 諸支出金	747 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和7年度 今市浄水場 運転管理業務委託	令和8年度	97,548
令和7年度 水道施設 包括的維持管理業務委託	令和8年度から 令和10年度まで	3,043,568
令和7年度 給排水設備に係る 検査等業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	89,952
令和7年度 水道料金システム 関係帳票作成業務委託	令和8年度	10,725
令和7年度 今市浄水場 水質計器整備工事	令和8年度	155,000

令和7年度 今市浄水場 太陽光発電設備整備工事	令和8年度	21,000
令和7年度 白沢第10号取水井 井戸設備等更新工事	令和8年度	243,474
令和7年度 白沢第4号取水井 井戸設備等更新工事	令和8年度	195,800
令和7年度 戸祭配水場 配水池更新工事	令和8年度	192,500
令和7年度 謡辻浄水場 電気設備等更新工事	令和8年度	178,376
令和7年度 宝木制御所 設備更新工事	令和8年度	104,846
令和7年度 河内制御所 電動減圧弁更新工事	令和8年度	45,980
令和7年度 白沢町地内 一般県道氏家宇都宮線 老朽配水管更新工事	令和8年度	200,819
令和7年度 西川田町ほか2町 主要地方道宇都宮栃木線 老朽配水管更新工事	令和8年度	125,328
令和7年度 睦町ほか2町 市道4846号線 老朽配水管更新工事	令和8年度	63,520

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業費	5,047,500	普通貸借又は証券発行 借入時期は、令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度へ繰り延べて借入れることができる。	5.0%以内	借入れの日から40年以内とし、その他については借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,393,256 千円

(2) 交際費 100 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,035千円と定める。

令和7年2月26日提出

宇都宮市長 佐藤 栄一